

通信サービスの料金その他の提供条件について (論点整理)

2014年5月26日

事 務 局

1 販売奨励金等について

2 SIMロック解除等について

3 モバイルサービスの料金体系について

- 通信サービスの料金その他の提供条件(販売奨励金等の在り方や利用者のニーズを踏まえた料金体系の実現)の検討は、現象面の検討のみでなく、現在の主要事業者・グループの協調的寡占と言えるモバイル市場の改善及び公正な競争環境の整備の検討を行うべきではないか。

【背景】

- 構成員からは、番号ポータビリティ(MNP)を利用した新規契約者への多額なキャッシュバックの問題は、携帯電話事業者間の端末・サービスの差別化要素が希薄化したことが要因であり、これが解決されない限り再発するとの指摘がされている。
- 構成員からは、通信サービスの料金は、現在の主要事業者における料金体系が画一的で利用者の多様なニーズに対応されていないとの指摘がされている。

【論点】

- MNPを利用した新規契約者への多額なキャッシュバックについてどのように考えるか。【⇒論点1 販売奨励金等について】
- 大手携帯電話事業者では端末と通信サービスが一体的に提供されていることで、多額なキャッシュバックが必要となっているのではないか。(SIMロック解除を推進する必要性があるのではないか)【⇒論点2 SIMロック解除について】
- モバイル市場の健全な発達の観点からは、新規利用者の取り合いや囲い込みによる競争ではなく、利用者のニーズに合致した分かりやすいサービスの提供や料金の低廉・多様化の実現といった観点から、競争促進を図ることが必要ではないか。また、利用者ニーズに合致した低廉・多様なサービスという観点では、MVNOが果たす役割も重要であり、競争促進の観点から、MVNOの更なる参入促進を図るべきではないか。【⇒論点3 モバイルサービスの料金体系について】

□ 販売奨励金等の現状について、どのように考えるか。

【背景】

- 構成員からは、MNPを利用した新規契約者への多額なキャッシュバックについて、利用者の困り込みにつながる点や、長期利用者との間の不公平性が拡大する点及びMVNOの新規参入・成長を阻害する点で問題であるとの指摘があった。
- 事業者からは、多額のキャッシュバックについては適正化を図る方向という発言があった一方で、構成員からは、引き続き行われている事例が見られるという指摘があった。
- 構成員からは、販売奨励金等の適正化を図るため、何らかの規制が必要という指摘があった。

【論点】

- MNPを利用した新規契約者への多額のキャッシュバックが、長期利用者との間の不公平性を拡大させる点等を踏まえ、何らかの対応が必要ではないか。
- 販売奨励金等の総額等については、一部事業者を除き公表されておらず、行政も実態を把握できていない側面があることから、透明性を高めるための何らかの対応が必要ではないか。

□ 販売奨励金等の適正化のため、何らかのルールを導入することが必要か。

【背景】

- 構成員からは、販売奨励金等の適正化を図るため、何らかの規制が必要という指摘があった。
- 構成員からは、利用者にキャッシュバックを行い、事業者への早期解約に伴う違約金を支払って解除させ、自社に乗り換えさせるということは適正といえるかという指摘があった。

【論点】

□ 販売奨励金等の適正化のため、何らかのルールを導入することが必要か。

- ✓ 販売奨励金等そのものは、商慣行として否定されるものではないのではないか。
- ✓ 販売奨励金等の水準について、法令やガイドラインにより具体的基準を定めることについてどのように考えるか。
- ✓ 販売奨励金等そのものを規制するのではなく、端末と通信サービスの分離など、モバイル市場の競争環境の整備を通じて適正化を促す方法もあるのではないか。

□ 利用者に対するキャッシュバックについて、適切な説明が必要ではないか。

【背景】

- 構成員からは、携帯電話サービス等の成約時の利用者へのキャッシュバックは、様々なサービスの契約等を条件としている例がみられるとの指摘があった。

【論点】

- 現状、利用者へのキャッシュバックを含め料金その他の条件は様々であり、利用者がその条件を正確に理解できるよう、必要となる条件について、適切な説明が必要ではないか。

□ 携帯電話事業者が販売する端末に係るSIMロック等(国内ロック、APNロック、海外ロック)の解除についてどのように考えるか。

- ・国内ロック:国内の他の携帯電話事業者のSIMが差し込まれた場合に動作しないように設定すること
- ・APNロック:MVNOのSIMを差してテザリング通信を行う場合等にアクセスポイント(APN)設定をMNOのものに限定すること
- ・海外ロック:海外の携帯電話事業者のSIMが差し込まれた場合に動作しないように設定すること

【背景】

- 総務省では、2010年に「SIMロック解除に関するガイドライン」を策定し、事業者の主体的取組によるSIMロック解除の実施を求めたところであるが、その取組状況は限定的である。
- 2007年のモバイルビジネス研究会後、LTEやスマートフォンの普及といったモバイル通信市場の環境変化によって、事業者間の通信方式や端末の共通化、端末・上位レイヤーサービス・端末のアフターサービスと通信サービスとの分離が起きている。
- 日本を除く主要国の通信事業者は、少なくとも契約締結から一定期間経過後にはSIMロック解除に依拠している。
- 事業者からは、SIMロック解除の利用件数は少なく、大きなニーズがないという指摘があった。これに対して、構成員からは、マーケットに任せて解決するものではなく、規制により対応すべきものではないかという指摘があった。

【論点】

□ モバイル通信市場の競争の促進や利用者利便向上の観点から、諸外国の取組も参考に、SIMロックの解除を促進することが必要ではないか。

(参考)SIMロック解除に伴うメリット・デメリット

メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none">● SIMロック解除を促進し、利用者の囲い込みをできないようにすることにより、過剰なキャッシュバックの是正につながる。● 利用形態に合わせた通信サービスと端末の選択を可能とすることにより、MVNOの参入も含めたモバイル通信市場の競争活性化につながる。● SIMロック解除を促進することで、端末の中古市場の拡大、端末のアフターサービス市場の創出、端末の複数台所有の促進による端末市場の拡大も想定される。	<ul style="list-style-type: none">● SIMロックはキャッシュバックとあわせて、端末の買い替えサイクルを早める要因の一つになっており、これを解除することは端末販売にも影響を与えるのではないか。● 端末の機能がほぼ同一であっても、携帯電話事業者ごとにカスタマイズされているため、SIMロックを解除した端末で他社のSIMを利用した場合には、機能的な制約がある。また、周波数の違いにより、利用できない場合がある。

- 携帯電話事業者が販売する端末について、当初よりSIMフリーであるべきか。合理的な理由がある場合に、SIMロック等をかけることは適切と考えるか。

【背景】

- 現在、一部の端末(NexusやiPhone等)については、SIMフリーの状態の販売されている。
- モバイル通信端末については、割賦販売されている。また、通信サービスについては利用期間付き契約(契約期間2年間等)が一般的となっており、途中解約する場合は1万円程度の違約金を徴収している。
- 事業者からは、自社が販売した端末を他の携帯電話事業者のSIMで利用した場合には、機能的な制約が出る可能性があるため、利用者に混乱を生じないように、販売当初はSIMロックをかけ、利用者の要望に応じて解除しているとの説明があった。
- 米国においては、詐欺的行為や盗難された端末であるという合理的な根拠がある場合は、事業者はSIMロック解除要求を拒否可能とされている。

【論点】

- 当初よりSIMフリー端末として販売されるべきか。購入当初はSIMロック等をかけることについてどのように考えるか。
- 事業者がSIMロック解除を例外的に拒否できる場合はあると考えるか。例えば、端末割賦代金の未回収リスクがある場合や盗難された端末等についてはどのように考えるか。

□ SIMロックを許容とした場合、携帯電話事業者はSIMロック解除にどのように対応すべきと考えるか。

【背景】

- NTTドコモ及びソフトバンクモバイルにおいては、対象機種について、いつでもSIMロック解除に対応している。
- 米国では、ポストペイド端末について、①契約期間満了後、②端末の分割払の履行完了後、③早期解約料支払後は、無料で解除対応することとしている(事業者団体CTIAがFCCと合意した行動規範)。
- 米国の一部の事業者は、国内ロックがかかっている場合にも、海外ロックには解除対応している。
- 事業者からは、対応周波数・利用できる機能などの点で事業者ごとに差異があり、SIMロックを解除しても移行先事業者で全ての機能を利用できるとは限らないという指摘があった。これに対して、構成員からは、そうした場合は利用者が新しい端末を購入するので問題がないのではないかという指摘があった。

(参考)

- 3G(第三世代携帯電話)においては、通信方式がW-CDMAとCDMA2000で事業者によって異なるが、LTE(3.9世代携帯電話)においては、全ての事業者が同一の通信方式を採用。今夏以降は、VoLTE(LTE方式による音声提供サービス)を提供予定である。
- 我が国では、端末の割賦期間は通常1年間又は2年間である。また、通信サービスの契約期間付き契約は2年間契約が一般的であり、早期解約手数料は1万円程度となっている。なお、端末の買い換えサイクルは3.5年程度となっている(平成26年3月内閣府消費動向調査)。

【論点】

- 携帯電話事業者は、SIMロック解除にどのように対応すべきと考えるか。
- 日本から海外に渡航する利用者の利便のため、海外ロックの解除には対応すべきではないか。
- 既に販売された既存端末についてもSIMロック解除の対象とすべきか。新規端末に限る場合は、いつ以降に販売されるものを対象とすべきか。
- 機能や対応周波数について、他事業者との共通性が少ない端末についてもSIMロック解除の対象とすべきか。
- スマートフォンだけでなく、タブレットやWi-Fiルーターも対象とすべきか。

- SIMロック解除にかかる手続き等について、どのように考えるか。
 - SIMロック解除の手続きが、現状において店頭でしかできないことについては、どのように考えるか。
 - SIMロック解除手数料について、どのように考えるか。

【背景】

- 我が国では、事業者がSIMロック解除の対応については、端末を購入した携帯電話事業者の店舗において、利用者からの要望に応じて、SIMロック解除を実施している。
- 事業者からは、販売店でSIMロック解除しているため、消費者は、解除を依頼する窓口で営業を受けることにもつながるとの意見があった。
- 米国では、利用者からのWebや電話等による申込を受けて、事業者による遠隔操作等によりSIMロック解除が行われており、店頭における手続きは必須とはされていない。
- 日本では、解除手数料は3,000円(税抜)となっている。他方、フランス、米国、韓国では、手数料無料で対応している。

【論点】

- SIMロック解除については、より簡便な手続きで利用できることが望ましいと考えるか。
- SIMロック解除に係る手数料について、どのように考えるか。

- 現状は、一部の事業者についてSIMロック解除がされていないなど、対応が限定的であることを踏まえ、SIMロック解除について、より実効性が高いルールを導入することが必要と考えるか。

【背景】

- 日本を除く主要国の通信事業者は、少なくとも契約から一定期間経過後にはSIMロック解除に応じている一方、主要国でSIMロック解除に関する規制を設けているのは、フランス、米国、韓国となっている。
- SIMロック解除ガイドラインにおいては、「事業者はその主体的な取組により、対応可能な端末からSIMロック解除を実施することが期待される」となっている。さらに、「当分の間、法制化に係る検討は留保することとし、事業者による主体的な取組による」こととされている。

【論点】

- 現状は、一部の事業者においてSIMロック解除が実施されていないなど、対応が限定的であることを踏まえ、SIMロック解除について、より実効性が高いルールを導入することが必要と考えるか。

- 利用者の囲い込みを行うため、利用期間付き契約(通常2年間の契約期間)が提供されていることについて、どのように考えるか。
- 違約金の発生や自動更新の在り方についてどのように考えるか。
- 自動更新の手続について、改良の方法はあるか。

【背景】

- 現状では、各携帯電話事業者は、2年契約の契約を条件に基本料がほぼ半額となるプランと、契約期間の期限の定めがないプランの双方を設定している。
- 構成員から、端末へのSIMロックと並んで利用期間付契約(2年間の契約期間)によって利用者の囲い込みが行われ、様々な問題が生じているとの指摘があった。
- 事業者からは、違約金収入をあてにしているわけではなく、できるだけ長期間利用してもらうことが望ましいと説明があった。
- 構成員から、途中解約を行う場合の違約金の金額が解約時点に関わらず一律であること、また、利用している期間が2年を超えているような場合も、契約の更新月以外の解約には違約金が発生するのは問題であるとの指摘があった。

【論点】

- 一定期間利用することを前提に通信料金を割引くことについては問題があるとまでは言えないのではないか。
- 一方、当初の契約期間を超えて長期間利用した場合にも、更新月以外には違約金が発生することや、違約金が発生せずに解約できる期間が1ヶ月に限られていることについて、どのように考えるか。
- 更新月の周知について、何か改良の方法はあるか。

- 携帯電話事業者が利用者のニーズに応じた多様な料金プランを提供することが必要と考えるか。
- 現在、主にデータ通信の低利用者向けのサービスを提供しているMVNOとの関係をどのように考えるか。

【背景】

- 構成員からは、主要事業者は、3グループに集約され、既存利用者の取り合いや囲い込みの競争ばかりが激しく、また協調的寡占の色彩が強いとの指摘があった。
- 主要な携帯電話事業者のデータ通信の料金プランは7GBを上限とするものを中心に画一化しており、データ通信量に応じた多段階のプランが設定されていない。
- 構成員からは、ヘビーユーザには有利である一方、ほとんどのユーザが使わないものを買わされており、ライトユーザにとって不公平であるとの指摘があった。
- 構成員から、我が国と比較して、諸外国はデータの利用量が少ないユーザ向けにはきめ細かいプランが用意されている印象があるとの指摘があった。
- スマートフォンの音声サービスについては、フィーチャーフォンと比較して、無料通話分がなくなり、プランによっては通話料単価が上がっている。
- 構成員から、携帯電話サービスの料金は交渉によって決まる形になっておらず、料金プランが先行して決まっているので、利用者の選択肢が少ないのは不相当との指摘があった。
- 構成員から、全ての携帯電話事業者がライトユーザ向けのプランを用意することはMVNO振興施策とのバランスを考える必要があるとの指摘があった。
- KDDIからは、一月当たりの平均的なデータ使用量は2.7GB程度との説明があった。NTTドコモからは、同社のユーザは3GBのプランの利用者の方が7GBのプランより多いとの説明があった。

- 携帯電話事業者が利用者のニーズに応じた多様な料金プランを提供することが必要と考えるか。
- 現在、主にデータ通信の低利用者向けのサービスを提供しているMVNOとの関係をどのように考えるか。

【論点】

- 現在の移動通信市場は、主要な3グループが協調的寡占とも言える状況にあり、MVNOによる参入も本格的始まったばかりということ踏まえると、携帯電話事業者が利用者のニーズに応じた多様な料金プランを提供することが必要と考えるか。
- 現在、データ通信量が少ない利用者向けのサービスを提供しているMVNOとの関係をどのように考えるか。

- 利用者の通信量に応じた多様な料金プランの在り方についてどのように考えるべきか。
- 特にデータ通信の使用量が年々増加する一方、多くの利用者がWi-Fi等へオフロードして利用している点について、どのように考えるか。

【背景】

- 主要携帯電話事業者のLTE(3.9世代携帯電話)の料金プランでは月7GBを上限とするものが中心。他方、総務省の試算(2012年度末時点)では、スマートフォン利用者一人当たり月間2.0GBが平均値であった。
- 各事業者からはデータ使用量が毎年増えているとの説明があった。KDDIからは、利用者1人あたり、Wi-Fiにオフロードする分も含めると月6.2GB程度、これを除くと、月2.7GB程度使用しているとの説明があった。
- これに対し、構成員からはヘビーユーザがどのくらいいるのか、使用量についての利用者の分布を教えてくださいとの質問があったが、事業者からは経営上の秘密に当たるため、開示を控えたい旨の回答があった。
- 構成員から、現状では料金が高いのでより利用を控える人もいるとの指摘や、また、たくさんデータ通信を利用する人にはWi-Fiへのオフロードを促すべきではないかとの意見があった。

【論点】

- 携帯電話会社による利用者の通信量に応じた多様な料金プランの在り方についてどのように考えるか。
(例:データ通信量に応じた多段階のプランを設定すること。その際、データ通信の利用量の平均値や利用分布を勘案すること。)
- 利用者一人当たりのデータ通信の利用分布及び対応した料金プランの設定状況について、総務省として定期的に把握すべきと考えるか。
- データ通信量が急増する一方、周波数資源に限りがある中で、Wi-Fiや固定回線へのオフロードを進めることは必須であり、料金プランの設定に当たっては、オフロードすることを前提に通信量を検討することが適当ではないか。

- 利用者の多様な利用実態に応じた料金プランの設定についてどのように事業者の取組を促していくべきか。
- 事業者が利用者のニーズに応じた多様な料金プランを提供する場合に、利用者にとって料金体系がわかりにくくなるという懸念について、どのように考えるか。

【背景】

- 携帯電話の利用者料金については、各事業者が横並び、利用実態に対応できていないとの指摘がある一方、すでに現状では事前規制は廃止されており、事業者が自由に設定することとされている。
- 事業者からは、フィーチャーフォン時代の料金プランが複雑でわかりにくいとの指摘を踏まえ、料金プランをシンプルにしたという経緯があるとの説明があった。
- 他方、現行の料金プランも必ずしもシンプルとは言えないのではないかと指摘が構成員よりあった。

【論点】

- 利用者の多様な利用実態に応じた料金プランの設定についてどのように事業者の取組を促していくべきか。
- 利用者のニーズに応じた多様な料金プランを提供する場合には、事業者は利用者にとってわかりやすい説明をすることが必要ではないか。

參考資料

(業務の改善命令)

第二十九条 総務大臣は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、電気通信事業者に対し、利用者の利益又は公共の利益を確保するために必要な限度において、業務の方法の改善その他の措置をとるべきことを命ずることができる。

一～三 (略)

四 電気通信事業者が提供する電気通信役務(基礎的電気通信役務又は指定電気通信役務(保障契約約款に定める料金その他の提供条件により提供されるものに限る。))を除く。次号から第七号までにおいて同じ。)に関する料金についてその額の算出方法が適正かつ明確でないため、利用者の利益を阻害しているとき。

五 電気通信事業者が提供する電気通信役務に関する料金その他の提供条件が他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすものであり、その他社会的経済的事情に照らして著しく不適當であるため、利用者の利益を阻害しているとき。

六～十一 (略)

十二 前各号に掲げるもののほか、電気通信事業者の事業の運営が適正かつ合理的でないため、電気通信の健全な発達又は国民の利便の確保に支障が生ずるおそれがあるとき。

2 総務大臣は、電気通信事業者等が第二十六条の規定に違反したときは当該電気通信事業者等に対し、又は電気通信事業者が第二十七条の規定に違反したときは当該電気通信事業者に対し、利用者の利益を確保するために必要な限度において、業務の方法の改善その他の措置をとるべきことを命ずることができる。

1 趣旨

現在、我が国において携帯電話端末(以下「端末」という。)向け移動電気通信役務(以下「役務」という。)を提供する電気通信事業者(以下「事業者」という。)が販売する端末の多くには、SIM(Subscriber Identity Module)ロックと呼ばれる設定がなされ、当該端末を販売する事業者以外の事業者のSIMカードを差し込んで使用することができなくなっている。

現状においては、SIMロックが解除された場合、端末に他の事業者のSIMカードが差し込まれたとしても、通信方式、周波数、プラットフォームの仕様等が事業者によって異なるため、通信サービス、アプリケーション等の利用の全部又は一部が制限されることが起こりうる。

こうした課題については、3.9世代移動通信システムの導入、特定の事業者のネットワークを前提としない端末の普及等を通じて今後解消が進むことが予想されるところであるが、現時点においても、海外渡航時に渡航先の事業者のSIMカードを国内から持参した端末に差し込んで使用したい、携帯電話の番号ポータビリティ制度を利用して契約する事業者を変更する際にこれまでの端末を使用したいなど、携帯電話利用者(以下「利用者」という。)の中にはSIMロック解除に対する要望が存在するところである。

事業者は、こうした要望にこたえるという観点から、その主体的な取組により、対応可能な端末からSIMロック解除を実施することが期待される。

平成19年に策定されたモバイルビジネス活性化プランには、「SIMロックについては原則解除する方向で検討を進める。具体的には、今後のBWA(Broadband Wireless Access)の進展や端末市場の動向を踏まえつつ、3.9Gや4Gを中心にSIMロック解除を法制的に担保することについて、2010年の時点で最終的に結論を得る。」と記載されたところであるが、現状において上記のような課題が存在すること等にかんがみ、当分の間、法制化に係る検討は留保することとし、事業者による主体的な取組によることとしたものである。

2 本ガイドラインの位置づけ

本ガイドラインは、事業者に対し、SIMロック解除を強制するものではないが、事業者は、SIMロック解除について、本ガイドラインに沿って、利用者の立場に立った取組に努めるものとする。

3 定義

本ガイドラインにおいては、以下のとおり定義する。

(1) SIMカード

利用者の電話番号、識別番号等の情報を記録したICカードのことをいう。

(2) SIMロック

特定の事業者あるいは利用者のSIMカードを差し込んだ場合のみに動作するよう、端末に設定を施すことをいう。

(3) SIMロック解除

事業者が、自社の販売する端末(事業者が販売店等に販売し、販売店等が利用者に販売する端末を含む。以下同じ。)について、販売時点からSIMロックを設定せず、あるいは販売後にSIMロックの設定を無効化することをいう。

4 対象となる端末

平成23年度以降新たに発売される端末のうち、対応可能なものからSIMロック解除を実施する。

事業者は、SIMロック解除の対象となる端末並びにSIMロック解除に係る条件及び手続を自社のウェブサイト、パンフレット等において事前に公表するものとする。なお、SIMロック解除に伴って手数料等を徴収する場合には、その額及び徴収に係る条件を明示するものとする。

5 自社の販売する端末以外の端末を使用する利用者への役務提供等

事業者は、役務の提供を拒む正当な理由がある場合を除き、自社の販売する端末以外の端末を使用する利用者に対して、役務の提供に応じる必要がある。また、事業者は、当該端末が技術基準に適合しない場合等を除き、利用者からの接続の請求に応じる必要がある。

6 説明責任

事業者は、SIMロック解除によって実現される便益と留意点について利用者の理解を得るように努めるものとし、特に、以下の事項について利用者に対して説明するものとする。

なお、事業者が端末を販売店等に販売し、販売店等が利用者へ販売する場合及び代理店等を通じて役務の提供に係る契約を締結する場合においては、事業者は、以下の事項について販売店等向けのマニュアルを作成することなどを通じ、販売店等においても利用者に対して説明が行われることを確保するものとする。

(1) 端末を利用者に販売する時点において、以下の事項について利用者に対して十分説明すること。

- ① 当該端末がSIMロック解除に対応する端末であるか否か
- ② SIMロック解除に係る条件及び手続
- ③ 他の事業者のSIMカードが差し込まれた場合に、通信サービス、アプリケーション等の利用の全部又は一部が制限される可能性が存在すること

(2) 端末を販売した後にSIMロックを解除する場合には、その時点において、以下の事項について利用者に対して十分説明すること。

- ① SIMロック解除に係る条件及び手続
- ② 他の事業者のSIMカードが差し込まれたときに、通信サービス、アプリケーション等の利用の全部又は一部が制限される可能性が存在すること

(3) 役務の提供に係る契約を締結する場合には、使用される端末によっては、自社の提供するSIMカードが差し込まれたときに、通信サービス、アプリケーション等の利用の全部又は一部が制限される可能性が存在することを、契約締結時点において、利用者に対して十分説明すること。

7 通信サービスの不具合・端末の故障に対する対応

通信サービスの不具合・端末の故障について、現に役務を提供する事業者は、利用者への対応に当たる体制を整備するものとし、端末を販売する事業者等との間で取次方法等について協議を進めるものとする。

なお、端末の故障の場合においては、当該端末を販売した事業者等も利用者への対応に当たるものとする。

8 その他

(1) プライバシー上のリスクに対する取組

コンテンツプロバイダが同一の利用者からのアクセスであることを継続的に確認するための仕組みについて、SIMロック解除に伴い、利用者の意図しない名寄せ等プライバシー上のリスクが増大する可能性があることから、事業者は、リスクを軽減するため所要の措置を講じるものとする。

(2) その他利用者の懸念に対する取組

事業者は、(1)のほか、SIMロック解除に伴う利用者の懸念に対して真しな取組に努めるものとする。

(3) 技術基準適合性への取組

端末の免許人である事業者は、利用者がSIMカードの差し替えにより技術基準等に適合しない端末を使用することのないよう、端末の技術基準適合性の確認や利用者への周知など、適切な措置を講じることが必要である。

(4) 不正入手端末に関する取組

SIMロック解除により、盗難等不正な手段による端末入手に対する誘因が高まる可能性にかんがみ、事業者は、必要に応じて事業者間の連携等適切な措置を講じることが適当である。

(5) その他端末に関する取組

本ガイドラインは、事業者に対し、自社の販売する端末を他の事業者の通信方式、周波数、プラットフォームの仕様等に対応させることを求めるものではないが、事業者は、本ガイドラインの趣旨を踏まえ、自社の販売する端末がより広汎に利用可能となるよう努めることが望ましい。

(6) 本ガイドラインの見直し等

総務省は、

① SIMロック解除に係る事業者の取組

② SIMロック解除に対する利用者等の評価

③ SIMロックが解除され、SIMカードが差し替えられた場合において利用可能となる通信サービス、アプリケーション等の状況

等の携帯電話市場を取り巻く環境変化を踏まえ、本ガイドラインを見直すとともに、所要の対応を行う。